


所管部課	子ども生活部保育課	部長	榎本 豊																									
件名	平成27年度東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>																								
関係事項	条例規則	平成27年度東京都産休等代替職員制度実施要綱																										
	部課機関																											
1 要旨																												
<p>(1) 市では、本要綱に基づき、東京都の補助対象事業に対し、対象経費の加算を行っている。</p> <p>(2) 平成27年度東京都産休等代替職員制度実施要綱の改正により補助単価（補助日額・半日額）が平成27年10月1日から増額となった。</p> <p>(3) これに伴い、保育園への支弁額を従前どおりの額（同額）とするため、要綱の一部を改正するものである。</p> <p>①全日勤務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年9月30日まで</th> <th>27年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都補助単価</td> <td>7,110円</td> <td>→ 7,260円</td> </tr> <tr> <td>東大和市補助単価</td> <td>730円</td> <td>→ 580円</td> </tr> <tr> <td>保育園への支弁額</td> <td>7,840円</td> <td>→ 7,840円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②半日勤務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>27年9月30日まで</th> <th>27年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都補助単価</td> <td>3,560円</td> <td>→ 3,630円</td> </tr> <tr> <td>東大和市補助単価</td> <td>360円</td> <td>→ 290円</td> </tr> <tr> <td>保育園への支弁額</td> <td>3,920円</td> <td>→ 3,920円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 主な改正内容 別表中「730円」を「580円」に改め、「360円」を「290円」に改める。</p> <p>(5) 影響及び効果 単価改正に伴い、市の負担が予算上4.5万円程度軽減される。</p> <p>(6) 施行日等 この要綱の施行日は起案決裁日とし、平成27年10月1日から適用する。</p>						27年9月30日まで	27年10月1日から	東京都補助単価	7,110円	→ 7,260円	東大和市補助単価	730円	→ 580円	保育園への支弁額	7,840円	→ 7,840円		27年9月30日まで	27年10月1日から	東京都補助単価	3,560円	→ 3,630円	東大和市補助単価	360円	→ 290円	保育園への支弁額	3,920円	→ 3,920円
	27年9月30日まで	27年10月1日から																										
東京都補助単価	7,110円	→ 7,260円																										
東大和市補助単価	730円	→ 580円																										
保育園への支弁額	7,840円	→ 7,840円																										
	27年9月30日まで	27年10月1日から																										
東京都補助単価	3,560円	→ 3,630円																										
東大和市補助単価	360円	→ 290円																										
保育園への支弁額	3,920円	→ 3,920円																										
2. 経過（現時点に至るまでの経過）																												
3. 留意事項（問題点等）																												
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。																												
5. 審議結果																												

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。